

企業会計基準委員会御中

公益社団法人 日本証券アナリスト協会
企業会計研究会

企業会計基準公開草案第57号(企業会計基準第1号の改正案)

「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準(案)」について

2014年12月24日に公表された標記公開草案(以下『公開草案』)について、当協会内の企業会計研究会にて検討した結果、下記のとおり意見を申し上げます。

記

2014年3月26日に『財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則』(以下、『財務諸表等規則』)が改正されたため、個別財務諸表における一部の注記項目で開示の要否を判断できないという声がある。これに対して、『公開草案』は『財務諸表等規則』第95条の5の2第3項、第95条の5の3第4項、第107条第2項の解釈を明確にして、連結財務諸表と個別財務諸表における注記の方法を示すものと理解している。

『財務諸表等規則』を改正する府令案について、我々は以下の様に、2014年2月14日に金融庁へ提出した『意見書』の中で、行き過ぎた単体開示の簡素化であり、財務諸表利用者への配慮を欠く不満の多い改正である旨を述べた。

…(略)…。連結財務諸表を作成している会社を主たる対象として、連結財務諸表において十分な情報が開示されている項目の開示を免除し、開示水準が大きく異なる項目について会社法の開示水準に合わせることを基本方針と理解している。

しかし、財務諸表利用者の立場から見ると、十分な情報が開示され、開示水準が大きく異なるとは言いがたい一部の項目について、単体開示の廃止や省略が示されているのは非常に残念である。『府令案』で開示の廃止や免除を認める項目には、現行の単体開示からしか企業分析などに有用な情報が得られないものも多く含まれている。また、企業の信用力評価など、法的な負債の帰属先である単体の財務諸表を重視して分析する財務諸表利用者も少なくない。『府令案』には、こういった財務諸表利用者の利便性への配慮が欠けているという印象を受ける。

『財務諸表等規則』第107条第2項により、「連結財務諸表を作成している場合に、個別財務諸表では自己株式に関する注記を記載することを要しない」とされた。これを受けて『公開草案』は、①取締役会等の決議後消却手続を完了していない自己株式、②無償取得

した自己株式、③従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引で信託に残存する自己株式に関して、①については決議後償却手続を完了していない自己株式の帳簿価額、種類及び株式数、②については無償取得した旨及び株式数、③については自己株式の種類及び株式数、並びに配当を、連結株主資本計算書又は単独株主資本計算書の注記事項として記載することを提案している。企業によって開示される注記が不統一になると、財務諸表の比較可能性の低下は避けられないため、『企業会計基準第1号』、『企業会計基準適用指針第2号』、『実務対応報告第30号』を改正して、自己株式に関する注記方法を明確にする企業会計基準委員会（以下、ASBJ）の提案に賛成する。

また、『財務諸表等規則』第95条の5の2第3項と第95条の5の3第4項により、「連結財務諸表を作成している場合には、個別財務諸表では1株当たり当期純利益金額と潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額に関する注記を記載することを要しない」とされた。これを受けて、『公開草案』は、『実務対応報告第30号』第17項の「1株当たり情報に関する注記において」から、「注記する場合には」への改正を提案している。これは、連結財務諸表のみで1株当たり情報を開示する場合、個別財務諸表に第17項の「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引で信託に残存する自己株式を控除する自己株式に含めている旨並びに期末及び期中平均の自己株式の数を注記する。」必要がないことを明確にする改正であり、ASBJの提案に賛成する。

『財務諸表等規則』の改正によって個別財務諸表から十分な情報が得られなくなった上に、『財務諸表等規則』の解釈が不明確なために不統一な注記が開示されれば、財務諸表の比較可能性のさらなる低下は避けられないであろう。改正に伴う無用な混乱を軽減するものとして、我々は『公開草案』を支持する。

以 上